

STOP! 不法投棄

回 覧

不法投棄は

です！

犯罪



廃棄物をみだりに捨てると、5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、法人の業務に関する犯行には、3億円以下の罰金が科せられることがあります。

●自分の土地を守るのは自分自身です！●



不法投棄の行為者がわからない場合は、土地所有者・管理者による撤去が原則※ですので、自分の土地を適切に管理し、不法投棄されにくい環境をつくりましょう。

不法投棄防止のポイント

- ・ こまめに草刈をし、見通しの良い状態にする。
- ・ 柵や鍵の設置など、侵入されにくい環境をつくる。
- ・ 定期的に見回りし、常に土地の状況を把握する。
- ・ 土地を貸す時は相手方或使用目的を確認する。

※ 宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例 第11条第2項

「所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に廃棄物が投棄されたときはその廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（不法投棄の未然防止及び原状回復）

問い合わせ先: 宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 (Tel 632-2929)

《裏面へつづく》

ごみは野外焼却 禁止です！



- ・ 家庭や事業所などから出たごみの野外焼却は、大気汚染や悪臭、火災の原因になることから「廃棄物処理法」で禁止されています。
(一部の例外を除く。)
- ・ 家庭から出るごみは、ルールを守って、ごみステーションへ出してください。
- ・ 事業所から出るごみは、許可業者へ委託するなどして、適正に処理してください。



使用禁止！

旧式の小型焼却炉など、環境省令で定める構造基準等を満たさない焼却炉は使用できません。



違反者には、5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、法人の業務に関する犯行には、3億円以下の罰金が科せられることがあります。

(参考)

焼却禁止の例外(廃棄物処理法 第16条の2、同法施行令第14条) ※抜粋

○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(例: どんど焼きなど)

○農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却(例: 害虫防除のための芝焼きなど)

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

(例: キャンプファイヤー、バーベキューなど)

【重要】上記の場合であっても、煙の量や臭いなど、周辺
の生活環境への影響が認められるときは、焼却中止などの
指導の対象になりますので御注意ください。

問い合わせ先: 宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 (Tel 632-2929)